



秋田県公報

| 目次 | ページ |
|----|-----|
|----|-----|

| | |
|----------------------------------|---|
| 告示 | |
| 農地保有合理化事業規程の承認(六五九・農林政策課) | 1 |
| 道路区域の変更(六六〇～六六一・道路環境課) | 1 |
| 道路の供用開始(六六三・道路環境課) | 3 |
| 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(六六四・都市計画課) | 3 |
| 公告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課) | 3 |
| 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部) | 4 |
| 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部) | 4 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一〇七) | 5 |
| 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇八) | 5 |
| 政治団体の設立の届出(一〇九) | 6 |
| 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一一〇) | 6 |
| 政治団体の解散の届出(一一一) | 7 |

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|--------|-----|------------------------------------|-------------|------------|
| 一般国道 | 旧 | 三百四十一号 | A | 仙北郡田沢湖町田沢字牛台一八八番一地先から字小蟹沢三六番三地先まで | 六・〇〇 | 一・二九〇 |
| | | | B | 仙北郡田沢湖町田沢字牛台一八八番二七地先から字小蟹沢三六番三地先まで | 九・七五 | 〇・九三五 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 政治団体の収支に関する報告書(一一二) | 7 |
| 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一一三) | 8 |
| 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一一四) | 9 |

告 示

秋田県告示第六百五十九号
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業を行う者
大瀧村農業協同組合
 - 二 農地保有合理化事業の実施地域
大瀧村における農業振興地域の区域
 - 三 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業
 - 四 農地保有合理化事業規程を承認した日 平成十六年八月二日
- 秋田県告示第六百六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
- 平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|---|--------|------------------------------------|------------|-------|
| 新 | 三百四十一号 | 仙北郡田沢湖町田沢字牛台一八八番二七地先から字子蟹沢三六番二地先まで | 九・七五〇四一・五〇 | 〇・九三五 |
|---|--------|------------------------------------|------------|-------|

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年八月十三日から同月二十六日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百六十一号

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|---|--------|-------------------------------------|---|-------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| 一般国道 | 新 | 旧 | 三百四十一号 | A 仙北郡田沢湖町田沢字大深一番三から字牛台一八七番二六地先まで | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
| | | | | | | | |
| | | | | で | | | |
| | | | | 仙北郡田沢湖町田沢字大深一〇五番から字牛台一八七番二六地先まで | | | |
| | | | | | | 一三・〇〇〇〇〇 | 一・六三三 |
| | | | | | | 一三・〇〇〇〇〇 | 一・六三三 |
| | | | | | | 一三・〇〇〇〇〇 | 一・六三三 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年八月十三日から同月二十六日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百六十二号

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|--------|---|-----------------------------|-------------|------------|
| | 旧 | 三百四十一号 | A | 仙北郡田沢湖町田沢字鹿ノ作九番七一から字大深一番三まで | 六・〇〇〇〇〇 | 〇・五六〇 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

| | | | | | | |
|------|---|--------|---|-----------------------------|-------------|-------|
| 一般国道 | 新 | 三百四十一号 | B | 仙北郡田沢湖町田沢字鹿ノ作九番一から字大深一〇五番まで | 一四・一〇〇八五・〇〇 | 〇・三四〇 |
| | | | | 仙北郡田沢湖町田沢字鹿ノ作九番一から字大深一〇五番まで | 一四・一〇〇八五・〇〇 | 〇・三四〇 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年八月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第六百六十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年八月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|-------|-----|--------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
| 一般国道 | 百五号 | 大曲市四ツ屋字百瀬二四番二地先から七四番一〇まで |

二 供用開始の期日 平成十六年八月十六日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年八月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第六百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

公 告

一 都市計画の種類及び名称
 横手都市計画公園（五・六・一号横手公園）の変更
 二 都市計画を変更した土地の区域
 変更した部分 横手市睦成字水上沢
 削除した部分 横手市睦成字大谷地
 三 都市計画の変更年月日 平成十六年八月十三日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日
 平成十六年八月二日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人秋田マイケアプラン研究会
 三 代表者の氏名
 島 仁
 四 主たる事務所の所在地
 秋田市東通三丁目九番三十一号
 五 定款に記載された目的
 この法人は、加齢・障害・疾病に伴って自立した生活を営むことが困難となった方、また困難となる恐れのある方が、必要な医療・保健・福祉・その他インフォーマルサービスを権利として自らの意志で主体的に利用できるよう、「自立支援」の理念に基づき支援していくことを目的として、その人が持つ人権・価値観が尊重される生活が可能限り居宅で継続できるように、行政、他の関係機関等と連携しながら

ら、援助・研究・情報提供を行っていくことを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八郎
瀧西部干拓地区土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年八月六日
認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次
の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項
の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 平鹿郡大雄村田根森土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

| | |
|-------|----------------------|
| 柴田剛 | 平鹿郡大雄村田根森字一ノ関二番地 |
| 佐井祐助 | 八柏字八柏九十七番地 |
| 佐藤庄平 | 四十一番地 |
| 佐藤辰男 | 田根森字上田村東八十三番地 |
| 大日向文雄 | 字精兵村八十八番地 |
| 永瀬俊一 | 字四ツ屋五番地 |
| 小林謙廣 | 字耳取三十四番地 |
| 横井鉄雄 | 字根田谷地東百四十五番地 |
| 鎌田清 | 字佐加里南六十二番地 |
| 永瀬吉之 | 字田村街道西十五番地 |
| 川原谷寅雄 | 字田村街道西十五番地 |
| 佐々木順一 | 就任理事の住所及び氏名 |
| 高橋稔 | 平鹿郡大雄村田根森字一ノ関東三十六番地四 |
| 佐井祐助 | 三十五番地二 |
| 佐藤庄平 | 八柏字八柏九十七番地 |
| 寿松木一 | 四十一番地 |
| 大日向文雄 | 字上堰東五十五番地 |
| 永瀬俊一 | 田根森字精兵村八十八番地 |
| 小林謙廣 | 字四ツ屋五番地 |
| | 字耳取三十四番地 |

平鹿郡大雄村田根森字根田谷地東百四十五番地

字佐加里南六十二番地

字田村街道西十一番地

東五十七番地一

(三) 退任監事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村田根森字本庄道北鯨堰添百十一番地二

字田村街道西六番地

(四) 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村田根森字向二番地一

字耳取五番地二

二 秋田県雄物川筋土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

東京都杉並区阿佐谷北一丁目十一番七号

平鹿郡十文字町鼎字上野村八番地

平鹿郡雄物川町沼館字沼館三百四十一番地

十文字町越前字二ツ橋三十番地

大雄村字六町三百九十七番地

平鹿郡下鍋倉字下糸畑原二十二番地一

雄物川町東里字水尻三十九番地

十文字町谷地新田字中村百七十三番地

大雄村田根森字精兵村八十八番地

平鹿町浅舞字新平川百四十二番地

醍醐字西上沖田十二番地一

下吉田字高口六十一番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡大森町字大森百八十四番地

十文字町鼎字上野村八番地

雄物川町沼館字沼館三百四十一番地

大雄村田根森字精兵村八十八番地

雄物川町東里字水尻三十九番地

十文字町谷地新田字中村百七十三番地

平鹿町浅舞字新平川百四十二番地

下吉田字高口六十一番地

醍醐字野中六十四番地

十文字町植田字植田三十四番地

横井鉄雄

鎌田清

山本藤夫

大友辰雄

永瀬徳太郎

五十嵐康

伊藤喜代美

戸田靖

笹山登生

小国昌康

伊藤壽悦

丹内寛

古内秀夫

伊藤和夫

高橋茂

鈴木清司

大日向文雄

菅原孝

柿崎一

武田美

柴田康二

小国昌康

伊藤壽悦

大日向文雄

高橋茂

鈴木清司

菅原孝

武田美

藤原一

高橋良一

北秋田郡 一八、〇〇九
 山本郡 一三、三六一
 南秋田郡 一九、九二四
 河辺郡 五、二一六
 由利郡 二〇、九〇六
 仙北郡 三二、七六三
 平鹿郡 一八、四九六
 雄勝郡 一二、五四二

その他の政治団体

| | | | | |
|---------|-------|---------|--------------------|-------------|
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
| 大忠懇話会 | 柴田 祐康 | 大野 洋一 | 仙北郡中仙町長野字二日町四十八番地三 | 平成十六年七月二十九日 |

秋選管告示第百九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、平成十六年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年八月十三日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第百十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定により、平成十六年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年八月十三日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|--------------------|------------|--------------|----------------------|-------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 秋田市山王三丁目一番七号 | 秋田市川尻町字大川反三百三十三番地四十四 | 平成十六年七月十五日 |
| 民主党秋田県総支部連合会 | 代表者 | 寺田 学 | 淡路 定明 | 平成十六年七月二十三日 |
| 自由民主党横手支部 | 会計責任者 | 土田 祐輝 | 萱 森 真 雄 | 平成十六年七月二十九日 |

二 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|---------|------------|------------------------|--------------------|-------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 小川健吉後援会 | 主たる事務所の所在地 | 平鹿郡十文字町十文字新田字海道下二十四番地一 | 平鹿郡十文字町佐賀会字新関三十三番地 | 平成十六年七月二十六日 |

秋選管告示第百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十六年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|----------|-------------|-------------|
| 金巖後援会 | 平成十六年六月二十二日 | 平成十六年七月一日 |
| 阿部邦宏後援会 | 平成十六年六月二十五日 | 平成十六年七月二日 |
| 佐藤惣之助後援会 | 平成十六年三月三十日 | 平成十六年七月二十三日 |
| 佐藤智治郎後援会 | 平成十六年七月三日 | 平成十六年七月二十六日 |
| 北浦大忠懇話会 | 平成十六年六月三十日 | 平成十六年七月二十九日 |
| 中仙大忠会 | 平成十六年六月三十日 | 平成十六年七月二十九日 |

秋選管告示第百一十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基

つき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年八月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 金巖後援会

報告年月日 平成16年7月1日

ア 収入・支出の総額

イ 収入総額

ロ 前年度繰越額

ハ 本年の収入額

ニ 支出総額

ヘ 収入・支出の内訳

コ 支出の内訳

ク 経常経費

ケ 事務所費

合 計

政治団体の名称 北浦大忠後援会

報告年月日 平成16年7月29日

ア 収入・支出の総額

イ 収入総額

ロ 前年度繰越額

ハ 本年の収入額

ニ 支出総額

ヘ 収入総額

585,463円

25,463円

560,000円

494,568円

195円

195円

0円

195円

195円

195円

195円

195円

195円

| | |
|-------------------|----------|
| イ 収入・支出の内訳 | |
| (ア) 収入の内訳 | |
| 寄附 | 560,000円 |
| 政治団体からの寄附 | 560,000円 |
| 合 計 | 560,000円 |
| 〔寄附の内訳〕 | |
| 政治団体からの寄附 | 560,000円 |
| 自由民主党秋田県仙北郡第二支部 | 560,000円 |
| 小 計 | 560,000円 |
| (イ) 支出の内訳 | |
| 経常経費 | 301,568円 |
| 備品・消耗品 | 80,220円 |
| 事務所費 | 221,348円 |
| 政治活動費 | 193,000円 |
| 組織活動費 | 193,000円 |
| 合 計 | 494,568円 |
| 政治団体の名称 中仙大忠会 | |
| 報告年月日 平成16年 7月29日 | |
| ア 収入・支出の総額 | |
| (ア) 収入総額 | 821,649円 |
| 前年度繰越額 | 11,649円 |
| 本年の収入額 | 810,000円 |
| (イ) 支出総額 | 764,720円 |
| イ 収入・支出の内訳 | |
| (ア) 収入の内訳 | |
| 寄附 | 810,000円 |
| 政治団体からの寄附 | 810,000円 |
| 合 計 | 810,000円 |
| 〔寄附の内訳〕 | |

| | |
|-----------------|----------|
| 政治団体からの寄附 | |
| 自由民主党秋田県仙北郡第二支部 | 810,000円 |
| 小 計 | 810,000円 |
| (イ) 支出の内訳 | |
| 経常経費 | 704,720円 |
| 人件費 | 480,000円 |
| 備品・消耗品 | 60,126円 |
| 事務所費 | 164,594円 |
| 政治活動費 | 60,000円 |
| 組織活動費 | 60,000円 |
| 合 計 | 764,720円 |
| 2 収入及び支出のない団体 | |
| その他の政治団体 | |

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|----------|------------|
| 阿部邦宏後援会 | 平成16年7月2日 |
| 佐藤惣之助後援会 | 平成16年7月23日 |
| 佐藤智治部後援会 | 平成16年7月26日 |

秋選管告第百十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年八月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|------------------------|-------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 小川 健 吉 | 十文字町長（現職） | 小川健吉後援会 | 主たる事務所所在地 | 平鹿郡十文字町十文字新田字海道 下二十四番地一 | 平鹿郡十文字町佐賀会字新関二十 三番地 | 平成十六年七月二十六日 |

秋選管告示第百十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| | | | | | | | |
|--------|---------------------|-------|----------------------|-----|-------------|-------|-------|
| 佐藤 惣之助 | 資金管理団体の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 増田町議会議員 (候補者となる者) | 名 称 | 取り消した資金管理団体 | 代表者氏名 | 届出年月日 |
| | 佐藤惣之助後援会 | | | | | | |

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄